

○美咲町指定給水装置工事事業者規程

令和2年3月24日

告示第24号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第4条—第11条）

第3章 給水装置工事主任技術者（第12条・第13条）

第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第14条—第18条）

第5章 雑則（第19条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、美咲町水道事業給水条例（平成17年美咲町条例第226号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、美咲町指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- （2） 施行令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- （3） 施行規則 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- （4） 給水装置 水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （5） 給水装置工事 給水装置の新設、改造、移転、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- （6） 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。

（業務処理の原則）

第3条 指定工事事業者は、法、施行令、施行規則、条例及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第4条 条例第9条第1項の規定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) 美咲町水道事業の設置等に関する条例（令和元年美咲町条例第33号）第2条第2項に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第13条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号）

(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

（指定の基準）

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第13条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定の更新）

第6条 条例第9条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項にお

いて「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 管理者は、指定の更新の際に、次に掲げる指定工事事業者に関する事項を確認することができる。

- (1) 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- (2) 指定工事事業者の業務内容
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

6 管理者は、前項で確認した事項の全て又は一部を公表することができる。

(指定工事事業者証の交付)

第7条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事事業者に美咲町指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事事業者証」という。)を交付する。

2 指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第9条の指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第10条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第8条 指定工事事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第3号)に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(様式第2号)及び登記簿の

謄本

- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第9条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- （2） 第5条各号に適合しなくなったとき。
- （3） 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- （4） 第13条各項の規定に違反したとき。
- （5） 第14条に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従った適正な工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。
- （6） 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- （7） 第18条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- （8） その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

（指定の停止）

第10条 前条各号に該当する場合において、指定工事事業者に配慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6箇月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

（指定等の告示）

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度告示をするものとする。

- （1） 第4条第1項の規定により、指定工事事業者を指定したとき。
- （2） 第8条の規定により、指定工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- （3） 第9条の規定により、指定工事事業者の指定を取り消したとき。
- （4） 前条の規定により、指定工事事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

（主任技術者の職務等）

第12条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- （1） 給水装置工事に関する技術上の管理
- （2） 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- （3） 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準

に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第14条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第13条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第5号)を遅滞なく管理者に提出しなければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1つの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1人の主任技術者が2つ以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第14条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第12条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技术の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装

置を設置するとき。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合当に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第12条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第15条 指定工事業者は、条例第9条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第16条 指定工事業者は、条例第9条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第17条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第14条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(諮問機関)

第19条 管理者は、次の各号に掲げる事項について、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として美咲町水道指定給水装置工事事業者審査委員会を設置することができる。

(1) 第9条の規定による指定の取消し

(2) 第10条の規定による指定の停止

(講習会)

第20条 管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

2 管理者は、前項の目的のために資料代等の実費を徴収することができる。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年10月1日までに条例第9条第1項の指定を受けている指定給水装置工事事業者のこの規程の施行後の最初の第6条第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「令和元年10月1日の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が令和元年10月1日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

附 則（令和4年3月30日告示第27号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表 面)

年 月 日

指定給水装置工事事業者指定申請書

様

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数量	別紙のとおり

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別紙

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考

(注)種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2号(第4条・第8条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

様

様式第3号(第8条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

様

年 月 日

届 出 書

申請者
氏名又は名称
住所
代表者氏名

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

様式第4号(第8条関係)

廃止
指定給水装置工事事業者 休止 届出書
再開

年 月 日

様

申請者

氏名又は名称

住所

代表者氏名

届 出 書

廃止
水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の 休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
フリガナ 代 表 者 の 氏 名	
(廃止・休止・再開)の年 月 日	
(廃止・休止・再開)の理 由	

様式第5号(第13条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

年 月 日

様

申請者

氏名又は名称

住所

代表者氏名

届 出 書

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出を
します。

給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置 工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条・第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第13条関係）